10月1日から、きれいな三原まちづくり条例がスタートします

ています。これらの禁止行為に では、歩きながらの喫煙も禁止し 止しています。また、一部の区域 に合わせて、次の取り組みを行い は、罰則が設けられています。 なお、市では、条例のスタート

ら、10日・20日・30日のうち毎月 協力をお願いします。 ます。事業所や市民の皆さんの 1回以上の清掃活動を提唱し ごみゼロを願って、



キャンペーン

②きれい三原&マナー向上推進 アクション宣言・登録制度 ョン宣言と、登録を行う団体を 環境美化を推進するアクシ

①市内一斉の間口清掃 取り組みの内容

10 月 か

⑥巡視パトロール

限区域を中心に、環境美化と禁 トロールを実施します。 止行為防止の呼びかけ、巡視パ 環境美化重点区域と喫煙制

ところ 環境美化重点区域(市 とき 10月1日(土)・2日(日 内4か所)

せします。 848666194 **EXX**0848 い合わせ先 @6199 環境政策課(☎0

平成24年度

市民活動団体

・住民組織の皆さん

条例では、市内全域で、空き缶

③きれい三原&マナー向上推進 啓発協賛団体を募集

き、飼い犬のふんの放置などを禁 や吸い殻などのポイ捨て、落書

グッズを作成します。 賛団体を募集して、看板や啓発 環境美化の推進にあたり、協

)環境美化重点区域のモデルア クション事業

4

で、マナー向上の推進を図りま 会、事業所、学校などと恊働 環境美化重点区域内の町内

⑤環境保全、美化クリーン・エコ 推進活動表彰

学校などを表彰します。 会、事業所、市民、 活動に貢献した、町内会・自治 地域の環境美化や環境保護 市民団体、

⑦条例施行イベント&クリーン

や、市ホームページなどでお知ら ※いずれも詳細は、広報みはら

市と

します。 費支給を受け、市と一緒に事業を実施 を決定します。 採用された団体は、上限50万円の経 提案された事業は、審査により採用

②きれいな三原まちづくり条例の啓発 提案対象事業 ①健康ウオーキングとラジオ体操の普 ので、平成24年度に実施する事業 次の①~③に関するも

①5人以上で構成され、その半数以上 が市内に在住、 または通勤・通学し

に取り組む事業を募集します。

提案できる団体(次の①~④の条件を ③子育て「金のルール」の普及・啓発 全て満たす市民活動団体、または住

ている

|緒に取り組む事業を提案してください!

地域の課題解決のために、市と一緒

②市内に事務所、または活動拠点があ る

③1年以上継続した活動を行なってい

④会則や規約などに基づき運営さ 提案方法 体名簿をまちづくり推進課(市役 提案書、団体概要書、団体の規約、団 本庁4階)へ 会計処理を適正に行なっている 9月30日(金)(必着)までに、 所

取得できます。 しているほか、市ホームページからも は、まちづくり推進課と各支所で配布 ※応募の手引き、提案書、団体概要書

子育て 「金のル-

-ル]とは 早寝・早起き・朝ごは ん・読書・あいさつ・靴そろ 6つのことです。 を実践することで、子 たちがたくまし るための力を身に付け とができます。

